

# 個人住民税 Q&A

## 昨年収入がなかった場合

Q 昨年収入がなかったのですが、申告する必要はありますか？

A 前年中に収入がなかった人や非課税の収入のみだった方も非課税証明の発行、国民健康保険税の軽減、児童手当の申請、介護保険料の算定などに影響しますので、申告をしていただくようお願いします。ただし、税金上町内の家族の扶養になっている(確定申告や会社の年末調整で扶養の申告がされている)人はあらためて申告の必要はありません。

## 年の途中で転出した場合

Q 今年の1月20日にA町からB市へ引っ越しました。今年度の住民税はどちらへ納めることになりますか？

A 今年の1月1日現在、あなたの住所はA町にありましたので、B市に引っ越しても今年度の住民税はA町に納めていただくことになります。

## 昨年中に亡くなられた方の場合

Q 私の夫は昨年8月2日に亡くなりましたが、昨年中に夫が得た所得に対する住民税はどうなりますか？

A 住民税は毎年1月1日現在住所のある方に対して、その住所地で課税されます。昨年中に亡くなられた方は今年の年1月1日現在住所がありませんので、今年度の住民税は課税対象となりません。

## 今年亡くなられた方の場合

Q 私の妻は今年の1月2日に亡くなりましたが、今年度の住民税はどうなりますか？

A 今年度の住民税の賦課基準日は、今年の1月1日現在です。よって、今年の1月2日以降にお亡くなりになられた方につきましては、今年度分の住民税の課税対象となります。納税額が発生した場合は、相続人の方へ納税通知書を送付いたしますので、ご理解いただきますようお願いします。

## 給与所得以外の所得が20万円以下の場合

Q 私は勤務のかたわら雑誌の原稿を書き、その所得が15万円ほどあります。所得税の場合は20万円以下であれば申告不要ですが、住民税の申告はする必要がありますか？

A 所得税では、給与所得以外の所得が20万円以下の場合には確定申告不要とされていますが、住民税では所得の多い少ないにかかわらず他の所得と合算して税額を計算しますので、申告は必要です。

## 昨年退職した場合

- Q 私は退職した年に退職金から住民税を天引きされましたが、翌年にも納税通知書が送られてきました。これはなぜでしょう？
- A 退職者が受けた退職所得に対する住民税は、退職手当が支払われる際に天引きされ、その支払者（特別徴収義務者）を通じて市町村に納入されますが、退職所得以外の所得に対する住民税は、その翌年度に納めていただくことになっています。あなたの場合、退職された年分の退職時までの給与などに対する住民税の納税通知書が送られてきたものと思われます。

## 海外へ転勤になった場合

- Q 昨年11月に2年間の予定でアメリカに転勤になりました。今年度も課税されるのでしょうか？
- A 住民税は毎年1月1日現在住所のある市区町村で課税されます。昨年中に出国され、その後継続して1年以上海外に居住することが確実な場合は、今年度は課税されません。

## 納税通知書が送られてこない場合

- Q 今年度の納税通知書が送られてこないのですが？
- A この場合、以下のような理由が考えられます。
- ・ 今年度住民税は非課税である。（非課税の人には納税通知書は送付しません。）
  - ・ 住民税が給与天引きになっている。（納税通知書に相当するものを会社経由で送付しています。）
  - ・ 申告もれになっている。（申告をしていない、会社が前年分の給与支払報告書を提出していないなど）

※ご不明な場合は、役場住民税務課住民税係までご連絡ください。